

日時 平成29年3月16日(木) 10時00分～11時20分

場所 電力広域的運営推進機関 豊洲事務所 会議室B～C

<決定事項、宿題事項など> (★は宿題事項)

- ・供給廃止日の変更があった場合、廃止日の修正方法について確認を行う。★
- ・建物名の取扱いについて、一般送配電事業者各社に、制約事項があればお知らせ方法、運用の実態等を確認する。★
- ・契約電力算定結果内訳の位置付け、確定使用量通知の位置付けを一般送配電事業者各社に確認し、今後の方針を検討する。★
- ・スイッチング廃止が先行し、後追いで廃止取次がきた場合の運用フローについて検討し、小売電気事業者の対応可否状況を取りまとめる。★
- ・官公庁入札の場合における運用フローを検討し、関係各所と調整を行う。★
- ・次回賛同状況及び新規ご意見・ご要望を5月11日(木) 目途に事務局宛てに送付頂きたい。

<議事概要>

1. 前回議事録の確認(資料1)

前回議事録について、事務局より説明。特に質疑等はなし。

2. スイッチング支援に関するルール、システムへのご意見・ご要望状況(資料2)

事務局よりスイッチング支援に関するルール、システムへのご意見・ご要望状況について説明。

・新規起票は3件(91から93)、前回からの進捗状況を報告。

■ 質疑等

・91について。例に記載のある関西電力のスイッチング上の供給廃止日を申込者が変更というのは、関西電力から小売が連絡を受けて、申込内容の修正を行うということか。

→システム上で申込内容の修正が間に合うタイミングであれば、小売側から申込内容の修正を行う運用である。(事務局回答)

⇒東京電力PGであれば、東京電力PGからメールで通知があり、東京電力PG側で修正するということか。

→タイミングによりまちまちであると聞いている。廃止日の修正方法についても統一してほしいという理解か。(事務局回答)

⇒そのとおりである。

→廃止日の修正方法については、一旦持ち帰り確認させていただく。(事務局回答) ★

・92について。メールで連絡するとまた数日待たされるということにならないか懸念がある。電話での対応との連動性がなく、メールを重点的にみていただけるなら良いが、そういうわけでもないと思っている。改善いただけるということであれば、一旦は様子を見たいと思う。

→メールでの連絡への対応は①とも関連するところかと考えている。問合せに対し、早く対応できるような体制を確立いただくよう、依頼させていただく。(事務局回答)

・93について。起票した経緯は推測のとおりである。需要者の申込みを基にすると、建物名に店舗名を入れるケースが出てくる。ただ、システム仕様を盾にされると、小売側としてもシステム仕様でそうなっているとしか言えず、需要者名に屋号等を入れるようにはなっていない。小売側で改善せよと言われても厳しいのが現状である。アナウンスのうえ、運用をルール化するのであれば改修を検討するのもかもしれないが、いまずぐの対応は難しい。

→申出頂いた送配電事業者以外にも同様の事例はあったか。

⇒今のところは同様の事例は発生していない。北陸電力は、建物名+号棟の管理となっているので、回答の意味は理解

できるが、送配電事業者側で改修を行わないのであれば、何かに正式に書いてもらいたい。

→建物名というのは、建物全体を称するものという通念だと考えている。確かに全体管理するか、各居室管理するかは各一般送配電事業者の管理の仕方によるところかと思うが、全体を指し示す名前にそもそも屋号を入れることがなじむのか、あるべき論の話があると考え。漏れのないように、という管理手法の中で、当該居室のみに屋号を入れようとすると全体が変わってしまう、〇〇ハイツというのは、建物全体を指すものであり、その建物名に屋号を入れることがそもそもどうなのか、という思いはある。一方で、ご要望頂いた事業者については、どうしてもということであれば個別にご相談いただければ、という話はあるが、ルール化ということになると、どこまで、何を書くのかというイメージがわからないところでもある。

⇒建物名、という言葉の定義を記載いただくのかもしれないが、データを個別管理しているのか、集合住宅単位で管理しているのが全く、どこからも受け取れない状態であり、今回初めて分かった。べき論で行くのであれば、運用の周知は行って頂き、それをもって小売側がどう判断するかということかと思う。中部、北陸の独自のルールとしてスイッチング支援のお知らせに記載するのもかもしれないし、マニュアルに記載するのもかもしれないし、対応はご検討いただければよいと思うが、こういった制約があるのであれば、周知していただきたい。

→どういった形でお示しできるか、一般送配電事業者を確認させていただき、お知らせの仕方含め、検討させていただく。★
・93について。集合住宅単位で管理されている場合、どこかの電力会社から1室の建物名の変更が行われた場合、それ以外の部屋の建物名の登録が変わってしまうということか。

→おそらく全て変わるということだと思う。

⇒回答にも若干続きがあり、建物すべてを1社が供給している場合は、その需要者の変更を受け付けて、一括で変更するということがあった。建物すべてを1社で供給しているかどうかは小売側からは分からず、申請してみないと分からない。

・93は集合住宅の話がされているが、これはビルだとか公共施設なども、オーナーが変われば名称が変わると思う。他にももっと影響があると思うので、実態を調べて、その上で議論した方がよいと思う。

→おそらく推察のとおりかと思う。建物名という括りの中で管理しているものに対して、どういう扱いになっているかということかと思う（事務局回答）

⇒もともと建物を持つ方が申告すべき、というのは正論だと思うが、小売が入居している需要者から申出を受けて、スイッチング支援システムに情報を投げたら全体がどこかで変わってしまうということが本当に正しいか、実態を明らかにしたうえであるべき論を検討するものだと思う。

→本件については、他の一般送配電事業者も含めて運用の実態を確認させていただく。（事務局回答）★

3. 30分電力量・確定使用量通知のBPに関するご意見・ご要望状況（資料3）

事務局より30分電力量・確定使用量通知のBPに関するご意見・ご要望状況について説明。

・新規起票はなし、前回からの進捗状況を報告。

■質疑等

・29について。1社が②で対応しているとのことですが、これはどこか。

→中部電力である。（事務局回答）

・29について。契約期間外の情報を出してよいのか、という議論をされるにあたって、それと契約電力算定結果内訳の位置付けの違いについて説明を頂かないと納得感がない。契約電力算定結果内訳の位置付け、確定使用量通知の位置付け、両方を確認いただきたい。一方で出せるのに一方で出せないという理由にはならないのではないかと思います。

→ご認識のとおりであり、各社の意見等も整理した上で今後の方針を整理したいと思う。（事務局回答）★

4. スwitching廃止申込みが先行した場合の対応改善について（資料4）

事務局及び小売電気事業者よりswitching廃止申込みが先行した場合の対応改善について説明。

■質疑等

・特定の事業者が現小売電気事業者のケースで対応を苦慮しているところがある。需要者側は廃止取次とか、廃止を現

小売電気事業者に申込みことをあまり理解されていないか、先行して現小売電気事業者が必ず廃止を申込んでいるという事業者がある。こうした場合、需要者側にどのような手続きをしているか確認しても、需要者側では認識していないため、新小売側としては、廃止取次を出すことしかできないが、廃止取次を出すと、既に廃止の申請があるためエラーが返ってくる。仕方がないので、開始申込から改めて手続きをやらざるを得ないこともある。新小売側が廃止申込先行のスキームに未対応なことだけが問題ではないと考えている。元々需要者の要望でどちらかを選択するということになっていたと理解しているので、廃止取次の位置付けをもう一度整理した方が良いかと思う。

→今のご発言の確認だが、廃止というのは、廃止撤去の廃止かスイッチング廃止の廃止か。

⇒スイッチング廃止申込みが先行する場合のことである。この場合、新小売が後から廃止取次を入れると廃止取次はエラーで返ってきてしまい、結局そのエラーをもって、スイッチング開始申込みを入れることになる。本来であれば、需要者に確認して、既に現小売に廃止申込をしているということであれば、スイッチング開始申込みをすればよいかと思うが、それが分からないので、廃止取次をして、エラーが返ってきて、なぜエラーが返ってきたか確認をして、それをもって開始申込をするという「エラー」というステップが入ってきてしまい、二度手間となっている。

→需要者は自分で現小売に電話したことを認識していないということか。

⇒そのとおりである。官公庁の入札手続きで多くみられ、そういう手続きがある・ないということが理解されていない。

→官公庁の入札で、落札をできなかった事業者が、自分が手放すことが分かっているため、先行してスイッチング廃止申込をしてしまっているということか。

⇒その理解になる。需要者側はスイッチングの手続きを理解しておらず、落札者の立場としては、入札結果をもって手続きをしなければならず、期間もないので廃止取次からせざるを得ない。

⇒入札案件の場合、基本的に供給期日を定めて入札が行われるので、最初の段階から終わりが見えている。それを契約で結んでいる。時期が来てしまえば結果としては終わりという認識になる。

→このとき、ただの廃止なのか、スイッチング廃止なのかという選択肢があると思うが。

⇒基本的に地点の廃止で完全に電気を使わないという場合は契約が途中で打ち切られることが大半で、例えば小学校等であれば1年契約であり、再度入札を行って次の事業者を決めるということとなる。ほぼほぼ切替になり、供給の停止ということはまずない。

→小売電気事業者の方で、最初の1年契約を結んだ後、次の入札で落札できず、1年契約が終わるのでスイッチング廃止を入れると自ら動いている事業者と、自ら動いていない事業者がいて、新小売側からは現小売がどちらの動きをされているか分からないというのが実情であるということか。

⇒結果として、現小売がスイッチング廃止申込を先行して行った場合、廃止取次が後から来た場合に、廃止受付中のエラーを返すことになると思うが、判断済み NG のまま廃止取次が止まってしまうということが大半である。その後のスイッチング廃止、開始のマッチングは送配電事業者側で別のフローで行われるため、切替自体は進むが、各電力会社でもっているシステムにNGで返ってきているときに確認作業が入るということで、別途連絡が入ることがある。

→官公庁入札の場合は、どちらかのフローに固定しましょうというようなことを、運用で広域の方から周知していけばある程度解消していくということか。（事務局回答）

⇒官公庁の入札に限ったことではなく、民間の契約の場合でも起こり得ることと考える。

→市民のところは、一旦需要者にスキームを説明した上で、廃止取次を依頼されているのかいないのか、ということをはっきり確認することが今のルール上必要だと考える。一方で官公庁のケースでの動きは、確認をする・しないではなく、また、官公庁の仕様書でも廃止取次を依頼するような仕様書になっていないのではないかと思う。この場合、今のルールの理解であれば、廃止取次をしないということが我々の基本的な発想になる。廃止取次は、委任を受けなければ廃止取次をしないという認識であり、委任を受けていないが廃止取次を行っていることが想定していない動きになる。（事務局回答）

⇒民間でも、新小売に切り替える際、廃止取次を行う前提で話を進めていても、需要者側で既に現小売電気事業者に廃止手続きを済ませており、廃止取次がNGで返ってくることは往々にしてあり、こうした場合には、需要者側で既に廃止手続きを済ませていると認識して動いているため、あまり問題とはしていないが、官公庁の場合は件数の多さがネックになる

かと思う。また、廃止取次がN Gで返ってくるのが混乱のもとになっているかと思う。

⇒先にスイッチング廃止申込を行なった現小売は、後から来た廃止取次に対してN Gを返すべきではないと考えている。後から来た廃止取次であっても、小売小売間で正式に来たものとしてO Kで返して、廃止をそのまま置いておけば、後で必ずマッチングすることとなる。廃止受付中エラーの位置付けが問題になるかと思うが、現小売はまずその点に気を付けるべきだと思う。

・案として、スイッチング廃止を先行でやって、廃止取次が後でくる業務フローとなった場合の標準化が必要であり、1 つは現小売が廃止取次をN Gで返すのではなくO Kで返すようなルールとするで、仮にN Gでしか返せない事業者がいた場合、その事業者が誰かを皆で共有する形か。(事務局)

・現時点では、ある程度みなし小売がターゲットになっていると思うが、新小売の方でも、廃止取次をO Kで返すということはあるか。(事務局)

⇒自由化が始まって1年経ち、新小売から新小売の切替えも発生している。今後この資料のような事例が頻繁に起こることも想定され、運用を徹底することも大変であり、ましてやシステムを改修するのはもっと大変であるため、まず暫定対応として、簡易な方法として対応可否のリストを共有するような形にできないか。

→まず、先にスイッチング廃止申込みがなされた場合に後追いで廃止取次がきた場合の運用フローについて検討・整理し、そのフローへの対応可否を集めてリストを作る形としたい。(事務局回答) ★

・官公庁入札における対応については、運用フローを検討し、別途関係各所と相談したい。(事務局回答) ★

○次回は5/18(木) 10:00～ 豊洲事務所にて開催予定。

以 上